

## 議第133号

**県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を  
求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議  
決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和4年度において県の  
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決  
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長浜市	250,000 <sup>円</sup>
	米原市	3,000,000
	<b>計</b>	<b>3,250,000</b>
県営農道整備事業	彦根市	8,050,000
	甲賀市	16,000,000
	<b>計</b>	<b>24,050,000</b>
県営みずすまし事業	長浜市	3,575,000
	東近江市	7,150,000
	<b>計</b>	<b>10,725,000</b>
県営農地防災事業	近江八幡市	3,000,000
	高島市	4,560,000
	<b>計</b>	<b>7,560,000</b>
単独道路改築事業	大津市	64,144,600
	彦根市	5,250,000
	長浜市	32,555,250
	近江八幡市	11,885,850
	草津市	39,188,200
	守山市	6,800,000
	栗東市	12,400,000

議第133号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	甲賀市	15,268,650 <sup>円</sup>
	野洲市	2,700,000
	湖南市	2,309,100
	高島市	14,400,000
	東近江市	31,155,000
	米原市	15,795,450
	日野町	7,067,250
	竜王町	3,600,000
	愛荘町	8,304,900
	豊郷町	3,620,100
	甲良町	3,000,000
	多賀町	12,013,350
	<b>計</b>	<b>291,457,700</b>
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	12,100,000
	彦根市	3,030,000
	長浜市	1,000,000
	高島市	2,500,000
	米原市	12,000,000
	多賀町	5,150,000
	<b>計</b>	<b>35,780,000</b>
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	250,000
	長浜市	5,250,000
	近江八幡市	650,000
	東近江市	8,070,000
	米原市	8,000,000
	多賀町	230,000
	<b>計</b>	<b>22,450,000</b>
補助都市計画街路事業	大津市	51,750,000
	彦根市	694,583,333
	守山市	45,000,000
	東近江市	33,750,000
	<b>計</b>	<b>825,083,333</b>
単独都市計画街路事業	大津市	3,600,000
	彦根市	2,400,000

議第133号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	守山市	9,221,700 <sup>円</sup>
	栗東市	3,978,300
	東近江市	3,900,000
	<b>計</b>	<b>23,100,000</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。